

(資料2) 特定技能試験(外食業分野、飲食料品製造業分野)の試験申込みにおける 企業申込みについて(お知らせ)

2023年6月30日

一般社団法人外国人食品産業技能評価機構(OTAFF)

OTAFFが実施する外食業分野及び飲食料品製造業分野の特定技能試験(以下「特定技能試験」)について、2023年度第2回試験(2023年9~10月実施予定)より、下記のとおり企業申込みの本運用を開始致します。

外食業分野及び飲食料品製造業分野での特定技能資格の外国人材を採用等検討中の企業におかれては、企業申込みへのご参加をご検討ください。

注：2022年度第3回試験(2023年1月実施)の申込み手続より、従来の受験希望者本人がマイページから行う試験申込みに加え、特定技能試験の合格を前提にした採用内定者等の受験機会確保のために企業から試験申込みができる企業申込みの試行を実施いたしました。2023年度第2回試験より本運用を開始致します。

記

1. 企業申込みの趣旨

特定技能試験(外食業分野、飲食料品製造業分野)の合格を前提に採用が内定している、または特定技能(外食業分野、飲食料品製造業分野)への在留資格変更を前提に継続雇用が予定されている外国人材(以下「雇用内定等外国人材」)に対し、受験機会を確実に提供するため、個人からのOTAFF特定技能試験申込手続(※)に加えて、企業から受験希望者を試験申込みできるようにするものです。個人からの試験申込の場合は、申し込んだ会場の定員を超える申込があった場合は、抽選となりますが、企業からの試験申込の場合は、個人申込よりも先に受験のための席が確保されることとなります。

※ 個人からのOTAFFの特定技能試験申込手続

受験を希望する外国人(個人)が事前にマイページ登録を行い、マイページから試験申込みをする手続となっています。

2. 企業申込みに参加可能な企業

外食業または飲食料品製造業を営んでいる企業であって、特定技能外国人を直接雇用する企業に限ります。

なお、監理団体や登録支援機関はこれに該当せず、参加出来ませんが、参加を希望される企業からの依頼を受けて、以下3.に記載する登録作業等の事務を代行することは可能です。事務代行の場合でも、3.に記載する企業マイページに登録する企業名は参加を希望される企業の名称となります。仮に虚偽申請があった場合は、依頼元の企業マイページが利用停止となるなどのペナルティーが発生しますので、十分ご注意ください。

（留意事項） 特定技能外国人を受け入れるためには、出入国在留管理庁（以下「入管庁」）が定める「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領」等に則し、特定技能外国人を受け入れることができる要件を備えた企業であることが前提です。企業マイページ登録の際に OTAFF はこの要件を審査しませんので、同運用要領等にご留意ください。

【参考】「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領」

- ・ 外食業分野の基準について <https://www.moj.go.jp/isa/content/930004953.pdf>
- ・ 飲食料品製造業分野の基準について <https://www.moj.go.jp/isa/content/930004952.pdf>

3. 企業申込みの基本的な手続の流れは、以下のとおりです

- ①企業マイページ登録申込み → ②OTAFF 審査 → ③企業登録完了
 - ④受験希望者登録 → ⑤OTAFF 審査 → ⑥登録完了
 - ⑦試験申込み → ⑧受験希望者本人の受験同意 → ⑨受験料支払い
 - ⑩受験確定（⑦～⑩までは個人からの試験申込み手続きよりも先行して行われます。）
 - ⑪受験票発行（企業担当者が企業マイページからダウンロードして受験者にお渡し下さい。9.（1）（2）参照） → ⑫試験 → ⑬採点・合否判定
 - ⑭合否公表（合格者の受験番号を公表）と併せて、企業にも通知
 - ⑮企業マイページから合格証書をダウンロード
- （⑪～⑮までは個人からの申込者・受験者と同じタイミングで行われます。発行方法は⑪と同様、担当者がダウンロードして受験者にお渡し下さい。11.（2）参照）

4. 企業申込みの具体的な手続き

次の（１）～（３）の企業区分ごとに、必要な同意事項や添付書類、登録可能時期等が異なります。詳細は「資料１ 特定技能試験(外食業分野、飲食料品製造業分野) 企業申込みの概要」「資料３ 2023年度第２回特定技能試験（外食業分野・飲食料品製造業分野）企業申込みスケジュール」（https://otaff1.jp/howto_corp/）も参照ください。

（１）OTAFFの賛助会員（OTAFFの目的に賛同し、OTAFFの事業に協力する企業・団体）のうち、賛助会員承認時に「外食業または飲食料品製造業を営んでいる」ことが確認済みであり、雇用内定等外国人材に受験機会を確実に確保するという手続の趣旨を理解している企業

※ 賛助会員入会申込みは随時受付中です。必要な書類は次のサイトをご覧ください。

<https://otaff.or.jp/admission/>

賛助会員への入会はOTAFFの理事会での承認が必要です。そのため、必要書類の提出から承認までに一定の期間が必要となります。なお、スケジュールに関してはOTAFF事務局へお問い合わせ下さい。

（２）OTAFF正会員（団体※）の会員企業(孫会員含む)であって、「外食業または飲食料品製造業を営んでおり、雇用内定等外国人材に受験機会を確実に確保するという手続の趣旨を理解している企業」として OTAFF正会員(団体)からの推薦状を有している企業

※ 令和５年６月現在のOTAFF正会員(団体)は、以下のとおりです。（五十音順）

- ・一般社団法人 大阪外食産業協会
- ・一般財団法人 食品産業センター
- ・全国水産加工業協同組合連合会
- ・全日本菓子協会
- ・公益社団法人 日本給食サービス協会
- ・一般社団法人 日本惣菜協会
- ・一般社団法人 日本即席食品工業協会
- ・日本ハム・ソーセージ工業協同組合
- ・一般社団法人 日本パン工業会
- ・一般社団法人 日本フードサービス協会
- ・公益社団法人 日本べんとう振興協会
- ・一般社団法人 日本冷凍食品協会

※推薦状はこちら(suisenjou_youshiki_202303.docx (live.com)よりダウンロードください。

(3) 外食業または飲食料品製造業を営んでおり、特定技能資格外国人材を直接雇用する企業であり、上の(1)、(2)のどちらにも該当しない企業

5. 企業申込みで登録できる受験希望者

4.の(1)～(3)ごとに登録できる受験希望者と登録の際に必要な添付書類が異なります。詳細は、「資料1 特定技能試験(外食業分野、飲食料品製造業分野) 企業申込みの概要」(https://otaff1.jp/howto_corp/)をご確認ください。

6. 企業申込みの利用には企業マイページの開設が必要です。

以下の手順にて、企業マイページの開設申請をしてください。

(1) 企業マイページ登録申込み(仮登録申請)

- ① 会社名、担当者名
- ② ログイン用ID(英数字10文字以上)
- ③ 登録手続き用メールアドレス
- ④ パスワード(英字大・英字小・数字・記号から3種以上を含んだ10文字以上)

(2) 企業マイページ登録

6.(1)で登録したメールアドレスへ本申込み用のURLが届きますので、そのURLより、6.(1)で登録のIDとパスワードでログインして、本登録で以下の事項を登録してください。

パスワードを忘れた場合、ログイン画面内のパスワードを忘れた方はこちらからパスワードの再設定を行って下さい。

- ⑤ 法人番号:(13桁の番号)
- ⑥ 会社紹介用のURL
- ⑦ 郵便番号、住所、担当者名、電話番号等
- ⑧ 貴社がOTAFFの賛助会員の場合、「はい」を選択し、OTAFFからお伝えした賛助会員登録番号を記入して下さい。賛助会員登録番号を入力いただければ、以下の入力は不要です。
- ⑨ 貴社がOTAFF賛助会員でない場合、「いいえ」を選択し、引き続きOTAFF正会員

からの推薦状のあり または なしを選択。

- ⑩ ⑨で OTAFF 正会員からの推薦状が「あり」を選択した場合、推薦状を添付（jpg、は pdf）してください。
- ⑪ ⑨で OTAFF 正会員からの推薦状が「なし」を選択した場合、帝国データバンクの企業コード(9桁)または、法人登記事項証明書を添付（jpg、pdf）してください。
- ⑫ 年間の地域別受験希望者数を入力（年間の採用計画等を踏まえ、おおよその人数を入力してください。OTAFF における会場確保のため参考基礎データとして活用させていただきます。後日、実際の年間受験者数と多少違っていても結構です。）
- ⑬ 企業マイページ利用に際しての誓約と同意
 - ・ 企業申込みの趣旨を御理解の上、趣旨に沿った申込み等を行うことを誓約していただきます。
 - ・ 趣旨に沿わない虚偽申込みを行った場合には、企業申込みが利用停止となること等に同意していただきます。
 - ・ 4. (3) に該当する企業には、OTAFF が依頼する調査会社による調査がある場合の調査協力に同意して頂きます。

7. 受験希望者登録に必要な入力項目と添付資料

(1) ログイン

- ① 企業ログイン画面で6. (1)で登録した ID、パスワードを入力
(10 回間違えると、ロックされますので、OTAFF までお問合せ下さい)
- ② 登録メールアドレスに確認コードが送信されます
- ③ 画面に確認コード入力して下さい
(確認コードの有効時間は 5 分です。5 分経過後は、再度ログインからやり直して下さい)

(2) 受験希望者の情報を入力をしてください

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 国籍
- ⑤ 住んでいる都道府県
- ⑥ パスポート番号

- ⑦ メールアドレス(受験希望者本人が受信できるメールアドレス、受験者同意時に利用)
- ⑧ 顔写真 (jpg) ※上半身 (胸から上) で、本人確認が確認できる写真
- ⑨ パスポートの写し (jpg、pdf)
- ⑩ 在留カードの写し (jpg、pdf) ※受験日が在留期間内である事が必要です。
- ⑪ 個人情報利用目的への同意
- ⑫ 雇用状況 (次の選択肢から選択)
 - (ア)社員として雇用中の外国人材
 - (イ)アルバイトとして臨時雇用中の外国人材
 - (ウ)雇用関係が無い外国人材 (注意 4. (1) 及び (2) の企業からのみ登録可)
- ⑬ ⑫が(ア) 社員として雇用中の外国人材の場合、本人の健康保険証の写し(記号番号はマスキング) または健康保険・厚生年金保険資格取得確認通知書の写しまたは雇用保険被雇用保険資格取得等確認通知書の写し (jpg、pdf)
- ⑭ ⑫が(イ) アルバイトとして臨時雇用中の外国人材の場合、内定通知書、賃金台帳(直近1ヶ月以上のもの) の写しを添付 (jpg、pdf)
 - ※4. (1) 及び (2) の企業は、賃金台帳の写しは不要
- ⑮ ⑫が(ウ)雇用関係が無い外国人材の場合、内定通知書を添付(jpg、pdf)

なお、貴社が OTAFF 賛助会員の場合以下の措置があります。

貴社の (またはグループ企業) における募集から採用に至る手続きフローの都合で、受験希望者の登録時に内定通知書を添付できない場合は、OTAFF が同手続きフローを確認できる情報を OTAFF に事前に提供の上、特定技能試験合格後に採用内定予定であることを証する書面を添付することで登録可能です。

8. 受験希望者登録後の手続

(1) 受験希望者登録後の手続は、3. に記載のとおりであり、次の流れとなります。

企業による受験希望者登録 → OTAFF 受験希望者審査 → 受験希望者登録完了 → 試験申込み → 受験希望者本人の受験同意 → 受験料支払い → 受験確定

(2) 試験申込み

企業マイページに表示される試験会場と日時の中から、希望の会場・日時を選択して試験申込みを行います。個人マイページからの申込みよりも先行して申込手続を行うことにな

ります。

(3) 受験希望者本人の受験同意

7.(2)⑦で登録された受験希望者本人のメールアドレスに、本人の受験同意を確認するメールが送信されます。併せて個人情報の利用目的への同意も求めます。

企業マイページのサイトで登録した受験希望者ごとに、同意したか否かがわかるように表示されます。

(4) 受験料の支払い

試験申込みの際、受験希望者本人(クレジットカード決済、ペイジー決済、コンビニ払が選択可)が行うか、企業(クレジットカード決済、ペイジー決済が選択可)が行うかが選択できます。

注意) 企業払いの場合、1回しか支払いができませんので、企業払いの受験希望者全員の受験同意が済んでいる事を確認後に支払手続きをして下さい。

(5) 受験料の入金が確認できれば、受験が確定となります。

「受験希望者本人が支払う」を選択した場合、企業マイページのサイトで登録した受験希望者ごとに、支払ったか否かがわかるように表示されます。

9. 受験票の発行

(1) 受験票発行のタイミング

受験票は、受験が確定してもすぐには発行されません。受験希望者本人による個人マイページからの試験申込手続きが終わり、個人申込受験者の受験者確定後に、同じタイミングで受験票が発行されます。

受験票が企業マイページにアップロードされましたら、6.(1)③で登録されたメールアドレス宛にメールが送信されます。メールが届いた後に、企業マイページから pdf ファイルでダウンロードできます。

(2) 受験者への受験票の提供

受験票は、企業担当者から受験者に渡していただきます。受験者には、印刷したものを渡すか、ダウンロードした pdf ファイルをメールで送信するかの対応をしてください。

10. 受験

受験票に表示されている試験会場、日時で受験していただきます。遅刻者は受験できません。受験当日に持参するものは、受験票に記載しています。OTAFFのHPの試験案内にも記載しています。

試験案内（外食業）：<https://otaff1.jp/gaisyoku/>

試験案内（飲食料品製造業）：<https://otaff1.jp/insyoku/>

11. 受験後の合格発表と合格証書の発行

（1）合格発表

すべての会場での試験終了後、3週間以内にOTAFFのHPで合格発表となります。

（2）合格証書の発行

合格証書は、合格発表の日以降に企業マイページからダウンロードして印刷できます。

印刷したものを出入国在留管理庁への申請の際に使用してください。

出入国在留管理庁が、必要に応じて当該合格証書が真正のものか否か確認できるための参照システムをOTAFFが出入国在留管理庁に提供しています。合格証書にOTAFFの押印がなくても適正な合格証書として扱われます。

12. 企業申込みの登録料及び年間利用料について

（1）これから企業審査を受けて、企業マイページを開設する企業

登録料及び年間利用料の要・不要は、4.（1）～（3）ごとに異なり、以下の通りです。

企業区分	登録料 ※1	年間利用料 ※2
(1) OTAFF 賛助会員	不要	不要
(2) OTAFF 正会員(団体)からの推薦状を有している企業	不要	¥33,000 (税込) ※2
(3) (1) 及び (2) 以外の企業	¥44,000 (税込) (企業審査承認時)	¥33,000 (税込) ※2

※1 企業審査承認後、企業マイページ内に登録料の請求書をアップロードします

登録料ご入金後に、企業申込みが利用可能です。

※2 企業マイページ内記載の承認日時から6ヶ月を経過した後の初めての6月20日に、企業マイページ内に請求書をアップロードします。

支払い期日までにお支払い下さい。お支払いが無い場合、企業申込みは利用停止となります。利用停止になると、すべての機能が使用できなくなりますが、お支払いいただければ、ご利用いただけます。一旦、利用を中止した後に企業申込みを利用する場合は、新規登録の手続きが必要となります。

(2) 既に企業審査が終了し、企業申込みを利用中（企業マイページを開設済）の企業

試行から企業申込みを利用の企業も、下記のとおり登録料及び年間利用料が必要です。登録料及び年間利用料の請求時期は、4.(1)～(3)及び、利用開始日（企業マイページの企業情報内にある、承認日時）毎に異なり、以下の通りです。

本運用を利用に関するメールをお送りいたしますので、ご返信いただきますようお願いいたします。

	承認日時	登録料 ※1	年間利用料 ※2
(1)OTAFF 賛助会員 企業	不要	不要	不要
(2)OTAFF 正会員(団 体)からの推薦状を有 している企業	2022年12月19日 以前	不要	2023年6月20日に初回 の年間利用料(33,000円 をご請求いたします。 2023年7月27日まで にお支払いください。 以降、毎年6月20日 にご請求となります。

	2022年12月20日 以降	不要	2024年6月20日に初回の年間利用料(33,000円税込)をご請求いたします。同年7月27日までにお支払いください。 以降、毎年6月20日にご請求となります。
(3) (1) 及び (2) 以外の企業		44,000円(税込) 本運用をご利用の場合、ご請求書を発行いたします。お支払い後、企業申込みの全ての機能が使用できるようになります。	2024年6月20日に初回の年間利用料(33,000円税込)をご請求いたします。同年7月27日までにお支払いください。 以降、毎年6月20日にご請求となります。

※1 企業審査承認後、企業マイページ内に登録料の請求書をアップロードします
登録料のご入金後に、企業申込みが利用可能です。

※2 企業マイページ内記載の承認日時から6ヶ月を経過した後の初めての6月20日に、企業マイページ内に年間利用料の請求書をアップロードします。
支払い期日までにお支払い下さい。お支払いが無い場合、企業申込みは利用停止となります。利用停止になると、すべての機能が使用できなくなりますが、お支払いいただければ、ご利用いただけます。一旦、利用を中止した後に企業申込みを利用する場合は、新規登録の手続きが必要となります。

(3) 企業申込みを利用中または企業審査申込済(企業マイページ未開設)で、企業申込みの本運用利用(または審査)を希望されない企業

既に企業マイページ開設済の企業が、継続利用を希望されない場合は、登録料や年間利用料の請求はございません。利用中止される場合、または期日までに継続利用のご連絡が無い場合、8月1日17:00に企業申込みを利用停止とさせていただきます。利用停止になると、マイページにログインができなく、受験票や合格証書のダウンロードもできなくなりますので、予めご注意ください。

(2023年6月試験の合格証書は7月末にアップロード予定です)

(4) 登録料、年間利用料の返金等について

- ①登録料は、登録審査手数料及び登録のためのシステム利用料であり、入金後の返金には応じられません。企業区分が4.(3)の企業が、登録料入金後に、企業区分を4.(1)または(2)の要件を満たして、4.(1)または(2)に変更する事は可能ですが、その場合も入金後の登録料の返金には応じられません。
- ②年間利用料入金後の返金には応じられません。企業申込みの利用を中止したい企業は、利用停止を申し出できますが、入金後は返金には応じられないので、請求があった際に継続利用するか否かをご検討の上、年間利用料の支払いを行って下さい。年間利用料の月割りにも対応しておりません。

詳しくは、下記までお問い合わせ下さい。

OTAFF 特定技能部 企業申込み担当

TEL : 03-6261-4949 (月～金 9:00～12:00、13:00～17:00)

mail : kigyo_mp@otaff.or.jp

以上